

● 学習会報告

学生ボランティアを体験して

(2009年3月7日学生卒業報告)

木村 鈴菜 (弘前大学卒業生 (報告時は人文学部4年))



就職活動も終わり時間に余裕ができた昨年の秋頃から、私は2つのボランティア活動に参加した。1つは「青森県立子ども自立センターみらい」での学習支援、もう1つは「森田学園わんぱく教室」でのボランティア。これらで私を感じたこと、思ったこと等を、以下で述べていきたい。

1. みらいでのボランティア

みらいに行く前は、「さぞ、悪い子たちがいるのだろうな」、「子どもたちになめられないようにしよう」、「機嫌を損ねないように話題にも注意しなければ」など先入観を持ち、身構えてしまっていた。しかし、実際に子どもたちに会ってみると、表情はとても穏やかで会話をしているだけでもあどけなさが残るかわいい子たちばかりだった。私が想像していた子とは違って、「普通」の子だったのだ。この「普通」とは、自分の妹や自分が家庭教師で出会った生徒と何も変わらず、同じように身構えずに接すればいいのだということ。このように思わせてくれたのは、私の担当する子のおかげだといえる。その子は、「この人はこういう人」というような先入観を持たずに聞きたいことをどんどん質問してくれたり、自分の事についてもたくさん話してくれ、私に自然体で接してくれていた。その時、私も変な気遣いをやめ、ありのままの自分で、妹に接するようにすればこの子と良い関係をつくれるのではと思い、コミュニケーションをとっていくことにした。また、その子はおしゃべりで気分やで少し強気なところもあったことから、私も少し強気で話しても大丈夫だろうという判断をした。担当する子によっては私のような接し方を受け入れられない場合もある

だろうから、どのように接していけば良いのか、注意が必要だろう。

その子と実際にどのようにコミュニケーションをとっていたのか、例を挙げると、恋愛の話やその子の好きな芸能人の話をしたり、言葉遣いは妹や友達と話している時と同じように、勉強をやりたがらなさそうにしている「文句を言わないでさっさとやる!!」、問題が解けた時は大げさなくらいに褒めるなどである。こうして接していくうちに、その子から自分の姉に似ていると毎回のようと言われるようになった。私も自分の妹のように接してきていたから自分の思いが伝わったような、距離が縮まったような感じがして非常に嬉しかった。こうして互いに姉妹のような関係を作れた結果、勉強の進み具合にも良い影響が出てきたのである。それは、勉強に対して積極的な姿勢が見られたこと。自分の気に入っている人や好きな人には勉強の出来具合などを自慢したくなる傾向があると、家庭教師をしていた時に気づいたから、私も自慢される側に立てるようにしようと思い、実際に自慢されることが多々あった。私が問題の解き方を教えるのではなく私に解き方を説明する場面があったり、今まで出来なかった問題が解けるようになったことを自慢したり、テストで良い点数がとれたことを教えてくれたり、そういう場面が増えると今後の学習に臨む姿勢も積極的になっていくはずである。

私を含め学習ボランティアに参加する学生は、単に分からないところを教えるだけでなく勉強の楽しさなどを教えることも必要であると思うからこそ、子どもたちとのコミュニケーションを大事にしているのであり、それは自然に身に付いているものだと私は考える。

2. わんぱく教室でのボランティア

1 に続きこのボランティアに参加するにあたって私は色々な不安を抱えていた。発達に遅れや不安が感じられる子供が来るといってもそれには個人差があり、具体的な想像ができない。話かけて反応がなくても落ち込んではいけない。どういう場面に遭遇してもショックを受けたり動じてはいけない。子育ての経験もなく年齢も離れている親たちとうまく接していけるか。こういった不安を持ったままボランティア初日を迎えたのであるが、私の不安は現実のものとなってしまったのだ。全く話せない子、ずっと動き回っている子、みんなで何か課題に取り組もうとしてもバラバラに散らばってってしまう様子などを目の当たりにした時、私は何をしたいのか分からず、ひきつった笑顔でただ見ていることしか出来なかった。職員の方には子供たちと一緒に遊んで下さいと言われたが、子供たちは一人の世界で遊び、話しかけてもほとんど反応はなく、中には私が近寄ると離れて行ってしまいう子もいて、どのように遊べばいいのかが分からなかった。また、子供に注意する時は「ダメ!!」という言葉を使わないようにと言われたが、代わりに何と言えば良いのかその時は思いつかなかった。初日は自分からアクションを起こすことはほとんどすることなく、職員や親がどんな風に子供に関わっているのかを見るだけで終わってしまったのだ。

しかし、回数を重ねるうちにその不安は消えていった。お母さん方とは子供の話題で盛り上がる場面がたくさんでき、子供たちのちょっとした変化にも気づけるようになり、子供の成長を親たちと一緒に喜べるようになっていたからである。子供の成長に涙を流して喜んでいるお母さんの姿を見ると、同じ場面に入れて幸せだなと心の底から思うこともあった。子供たちの特徴をつかめるようになっていたり、お母さんたちとの会話で子供たちの家

での様子や幼稚園での様子、性格などを聞くと、最初はどうやって一緒に遊んでいいのか分からなかったのがウソのように一緒に楽しく遊べるようになっていた。また、最初は子供たちが指示に従わずに各々が走り回ったりする様子を見て動じていたが、対応の仕方を自分なりにつかむことで、心に余裕を持ちながら見守ることができていた。子供たちが帰ってからのカンファレンスで、職員の方から子供たちのとる行動についてそれぞれ理由があることを教えてもらうことで、それぞれの子供への接し方を自分で考えると同時に、自分は視野が狭かったと反省することもあったのだ。つまり、なぜ設定した課題ができないのだろう、できないことが多くて大変だなと心のどこかで思っていたところがあり、最初のうちは自分の価値観で子供たちを見ていたのだと気づいたのである。実際は「できないこと」が多いのではなく周りの子よりペースが遅いだけで、できることは着実に増えているのだと実感し、自分の期待で子供を見ずにその子のペースに合わせて見守るということが自然に身に付いていた。その結果が、子供たちの家族と一緒に成長を喜べる点であったり、子供たちと上手く関わられるようになっていたり、子供たちの親には負けるかもしれないが自分の子供のように可愛くて仕方がないという思いにさせたのだろう。

私がわんぱく教室に初めて行った時、そこにいる家族はとてとたくましく明るく自分の子供や他の子供たちに接していてすごいと思ったが、そうなるまでにはたくさんの涙や苦勞をしてきたことを知り、家族愛に心を打たれた。わんぱく教室に来れば子供も成長するけど家族も成長しているのだ、と職員の方がよく言っていたが、最初から家族が子供の状況をすんなり受け入れサポートできるわけではないのである。優しいと思っていたおばあちゃんが以前は怒ってばかりだったこと、とても明るいと思っていたお母さんが泣いてばかりだったことを知り、わんぱく教室は子供のためだけでなく家族にとっても非常に大切な場所だということを知ることができた。あるお母さんは、「病院の先生は自閉症と診断はしてくれてもそれ以外は何もしてくれないから、こういう場所があつて本当に良かった」と言っていたが、私もここで子供たちやその家族と触れ合うことができ本当に良かったと思っている。このような状況に最初にぶつかった時、私だけでなく誰もが戸惑い不安を抱くことが分かり、自分自身や友人でそういう状況になった人がいれば、この経験をいかして力になりたいと思う。

学生ボランティア体験報告

(2009年12月19日学習会 第1部学生ボランティアケース検討会)

佐野 和貴子 (弘前大学人文学部4年)

1. はじめに

私が試験観察中の少年に対する学生ボランティア(以下「学ボラ」)を経験したのは、2009年10月上旬～12月中旬にかけてです。2週間に1回裁判所に行き、全部で6回少年の学習支援に関わりました。そのとき私が担当したのは、16歳の無職の女の子でした。以下では、

そのときの様子を感想を交えながらお話ししたいと思います。

2. 学ボラの方法

まず、学ボラの流れを説明します。実際に会って指導するのは2週間に1回のペースだったので、指導日には、2週間分の宿題を、1週目と2週目の範囲を指定して出しました。そして、1週目が終わったところで終わった分を裁判所に郵送してもらい、裁判所から私のところに送っていただきました。それを採点し、次の指導日に持って行って指導をするという流れです。指導日には、1週目の宿題の解説・見直し、2週目の宿題の採点・解説・見直しを行いました。学習時間は、1回約1時間半程度で、そのうち、勉強時間は正味1時間くらいです。あとの30分は1~2回の休憩にあてました。休憩時間は、勉強とは全く関係のないおしゃべり等をしました。

私が学ボラを進める中で、少年とのコミュニケーションを図るためにやっていたのが、日記のようなものを書いてもらい、それに対して私から返事するという、交換日記のようなものです。これは、学ボラを経験したゼミの先輩がやっていたもので、非常によかったという話を聞いていたので、私も真似してやったものなのですが、これは本当に良かったです。日記を派手にデコレーションしてくれたり、書くことも返事を読むことも、彼女は楽しんでくれていたと思います。また、この日記は、信頼関係を築くことにも非常に役に立ったと思います。

3. 学ボラを通じた少年の変化

次に、学ボラを通じて私が感じた少年の変化についてお話ししたいと思います。まずは、勉強面についてです。初めの指導日から、宿題には、わりとまじめに取り組んでくれました。ただ、空白も多かったですし、間違いの見直しなどで、立て続けに計算問題などが出てくると、少しイライラした様子を見せていたように思います。そのときは、休憩をとって気分転換を図るようにしていました。何回かやっていくうちに、宿題の空白が少なくなってきた、ほとんどが解答で埋まるようになっていきました。また、計算問題が立て続けに出てきても、いろいろ文句は言いながらも、諦めずに解くようになってきました。

勉強以外の面でも、少年に変化があったように思います。初めて顔合わせをした時は、わりとスムーズなスタートでしたが、当然ぎこちなさもありました。しかし、2回目、3回目と回を重ねていくと、私に対して様々な話をしてくれるようになり、その度に、「信頼してくれているのかな」と感じるようになっていきました。そして、私が一番変化を感じたのは、5回目、6回目あたりでした。これは本当に些細なことなのですが、それまでは私が挨拶をしても、ニコリとしてせいぜい目を合わせるくらいだった少年が、「こんにちは」としっかり挨拶を返してくれるようになりました。また、何気ない場面で「ありがとう」と言われて驚いたのも覚えています。

このように、ほんの僅かなことなのですが、素直に勉強に取り組む姿勢や、表情や、言葉、態度などに変化が見られました。

4. 学ボラを進める上で困ったこと

信頼関係が築けていたというのはとてもよいことだったのですが、逆にそれによって困

ったこともありましたが、3回目くらいになるとお互いが打ち解けてきて、彼女は私にいろいろな話をしてくれるようになりました。その内容は、楽しい話から、悩みまで、本当に様々な話でした。その中で、調査官の方にはなかなか言えないことも私には話してくれたのです。私は、少年が私に信頼を寄せてくれていることを強く感じました。しかしそう感じると同時に、こんなにも自分のことを信用していろいろ話してくれているのに、私は何も話してあげなくていいのか、私をもっと自分のことを話すことで信頼は高まるはずなのにと、彼女に対して悪いなという気持ちを感じてしまいました。また、話を聞き、自分自身の気持ちが暗くなってしまうようなこともありました。私が、学ボラをやっているときに最も悩んだことでした。

私がこれをどのようにして乗り切ったかということですが、まず、私は先生に相談をしました。そこで気づいたことは、彼女が求めているものは、私が話をしてあげることではない、私が彼女の話を聞いてあげることなのだということでした。そして、もしかすると私は、彼女が本音を打ち明けることのできる唯一の存在であるかもしれないということでした。そこで、次の指導日に私が心がけたことは、まず素直に彼女の話を受け止めること、そして自分の話をしないにしても、自分の素直な気持ちで答えてあげるということでした。それは、彼女に意見に対して同感できる場合には素直に同感してあげるとか、年上のお姉さんとしてのアドバイスをしてあげるといった些細なことでした。こうすることによって、私は、彼女にとって、以前にも増して話を真剣に聞いてあげられる存在になることができましたと思いますし、私自身も、暗い気持ちを引きずることもあまりなくなりました。

5. 学ボラを通じて得たもの・感じたこと

そもそも私が学ボラを引き受けようと思った理由は、ボランティア活動そのものに興味があったことと、私が勉強を教えることで、少年のためになるということに魅力を感じたという、単純な理由からでした。そのような単純な理由から引き受けたので、いざ顔合わせをすると、正直、どんな子なのか、自分がしっかり支援をできるのか、という不安がたくさん出て来ました。しかし、実際に会ってみるとある程度の不安は解消しました。見た目はちょっと派手だったけど、素直そうで、笑顔がすごくかわいい子！というのが、少年と会ったときの第一印象でした。そのとき私が真っ先に感じたのは、「何故この子が試験観察を受けることになったのだろう」という疑問でした。そこには、家庭の事情や、少年の周りの環境・周りの大人等、様々な問題があると思います。もしそういった環境が影響しているならば、彼女が立ち直るために私には何ができるだろうか、社会の大人の一人として私ができることは何か、このようなことを考えながら、学ボラに取り組みました。このようなことを考えることができるようになったのも、学ボラを経験したからでした。

少年は、調査官の方には言えないようなことも私には話してくれることがありました。それは、私のような学生は年も近く、話題も盛り上がるということや、仕事として活動しているのではないので、素直に話しやすいということからだと思います。また、親や友達には言いたくない話なども話してくれました。ある程度の距離感があるからこそ、悩みや本音を打ち明けられるのだと思います。学ボラに要求されている表向きの内容は学習支援ですが、学習以外の面でも、学生のボランティアにしかできないことがあることを強く感じました。

このようなことを感じながら進めた学ボラで、最終的に私が少年のためにできたこと、私自身が得たものはたくさんありました。学習の面での支援はもちろんですが、他の面でもです。まず、少年については、普段あまり関わることのない少し年上の学生と触れ合うことで、少しでも刺激を受けてくれたのではないかと思います。私自身も、少年と触れ合うことで、相手の気持ちを真剣に考えたり、自分ができることについて悩んだりすることができ、刺激となりました。また、少年は、自分のために勉強の機会を設けてくれた裁判所の方や、自分のためにボランティアをする人がいることを知ることで、自分のことを助けてくれる人がということを感じてくれていたのではないかと思います。それは、彼女から、「わざわざ大学から来てくれてるの」と聞かれたときに、強く感じました。そして、何よりも大きかったのは、少年と信頼関係を築けたことです。彼女の表情や態度は、たったの6回ではありましたが、信頼関係が深まるにつれ毎回変化していたように思います。

6. 終わりに

以上が、私が今回の学ボラという経験を通じて得たもの・感じたことです。私が今回担当したのは、たった一人で、しかもたったの6回でした。同じよう状況にある少年はもっとたくさんいます。学習や、その他の面すべてにおいて少年一人ひとりと向き合うには、やはり、裁判所だけでは限界があります。少年その一人ひとりを支援するためには、身近なボランティアによる取り組みによってしかできないこともあるのだということを、今回の活動を通じて強く感じました。学ボラという活動は、学生である私たちだからこそできる社会貢献であるし、実際に活動し、一人の少年と向き合うことで、自分自身、大学の授業では学べないようなことを真剣考え、悩み、成長することができるものであると思います。今回の学ボラは、自分なりに成長できた、非常に貴重な体験となりました。

裁判員裁判ケース検討会

(2009年12月19日学習会 第2部)

平野 潔 (弘前大学人文学部准教授)

1. はじめに

去る2009年12月19日、弘前大学総合教育棟大会議室において、2009年度3回目の学習会が開催されました。今回は2部構成であり、第1部は、「学生ボランティアケース検討会」として、teens & lawメンバーによる1年間の学生ボランティア活動の報告があり、これに対して、家裁調査官、子ども自立センターみらいの職員、そして保護観察官の皆さんからコメントいただきました。そして、第2部において、今回報告をさせていただく「裁判員裁判ケース検討会」が行われました。この検討会は、青森県における裁判員裁判の第2号事件（以下「青森第2号事件」）を素材として、実際にこの事件の弁護人をされた山内賢二弁護士（ほくと法律事務所）からご報告をいただき、その後、同事件を傍聴した竹ヶ

原恭兵君、三上亜弓さん（ともに人文学部4年、teens & lawメンバー）、そして私が傍聴した感想を述べるという形で話題提供を行い、参加者の皆さんと意見交換をするというものでした。以下では、この検討会が開かれるまでの経緯を、青森第2事件の概要を含めて説明した上で、検討会の様子を簡単にご紹介したいと思います。

2. 検討会開催に至るまで—青森第2号事件の概要を含めて—

まず、本検討会で検討対象となった青森第2号事件の概要を説明します。本件の起訴事実、2009年4月、女子大学生方アパートに侵入して、現金を盗んだが、女子大学生と知人の男子大学生が帰宅したため、逮捕を免れようと男子大学生の頭部を殴るなどして、全治約2週間の傷害を負わせたというものでした（住居侵入、強盗致傷）。他に、3件の住居侵入、窃盗も併合審理されています。2009年11月17日午前には裁判員の選任手続きが行われ、男性4人・女性2人の裁判員が選任されました（補充裁判員は女性2人です）。その日の午後から翌18日まで審理が行われ、19日に判決が言い渡されています。検察側は懲役8年を求刑し、これに対して弁護側は「是非とも寛大な判決をいただきたい」と主張しました。裁判所が下した判決は懲役6年6月です。

この裁判の2日目に当たる11月18日に竹ヶ原君、三上さん、私は傍聴しています。もともとの傍聴は、新聞社の記者の方が発案されたものでした。本件の被害者が学生だったので、同じ学生の中から裁判員裁判はどのように映るのかということの記事にしたいという依頼です（2009年11月23日付東奥日報朝刊18面に、2人の傍聴記が出ています。ちなみに、この記事を書いたのは、teens & lawの卒業生である鳥谷部知子さんです）。弘前大学の学生で裁判員裁判を傍聴したのは、恐らくこの2人が始めてだと思います。私は、学生が学生に裁判員裁判を傍聴した感想を語ることが、法教育という観点からも重要であると考え、飯先生に2人が傍聴の感想を報告する場を設けてはどうかと提案しました。私がした提案は2人の報告という小さなものだったのですが、不思議と飯先生の手にかかるのとたちまち大きな企画になっていくのです。最後には、本件の弁護人をされた山内弁護士にもお話をさせていただけるということになり、今回のような検討会という形になりました。

3. 検討会の様子

検討会では、山内弁護士から、本件の経緯が、弁護を引き受けられた段階から、判決に至るまで詳細に説明され、併せて、裁判員裁判の弁護人の“本音”も聞かせていただくことができました。とくに法廷活動以外の、私たちには見えない部分に関するお話も伺うことができ、私個人として、非常に勉強になった面があります。


続いて、竹ヶ原君、三上さんから、裁判員裁判を傍聴しての感想が語られました。2人とも従来の職業裁判官のみによる裁判を傍聴した経験があるので、従来の裁判との比較をしながら、とくに印象に残っている点を話してくれました。竹ヶ原君からは、従来の裁判では、傍聴人はどこかで置いていかれる感じがあったが、裁判員裁判では裁判員のみならず、傍聴人にも分かりやすかったという感想がありました。また、被告人の「裁判員裁判で裁かれてよかった」という言葉がとくに印象に残っていると話してくれました。また、三上さんも、これまでの裁判ではモヤモヤした部分が残ることがあったが、今回の裁判ではそのモヤモヤした部分を裁判員が質問してくれたと語っています。三上さんは、とく

に検察側がパネル等を使って分かりやすく説明しようと努力していた点が印象に残っているようでした。2人とも共通して話してくれたのは、法廷の一体感、傍聴席も含めて「一つの法廷」という感じがしたという点です。

最後に、私から、第1号事件を含めて2つの裁判員裁判を傍聴しての感想と、両事件の判決要旨の簡単な分析の報告をし、その後、フロアとの質疑応答が行われました。この質疑応答では、今回の検討会にご参加いただいた、横山慶一弁護士（青森八甲法律事務所）、磯裕一郎弁護士（いそ法律事務所）、天野高志弁護士（小野法律事務所）からも、裁判員裁判に関してのご意見を伺うことができ、併せて、現在取り組まれている裁判員裁判に向けた研修などについても、お話をいただくことができました。また、若松孝之保護観察官から、保護観察付執行猶予に関して、もしできるのであれば、弁護活動の中で具体的な更生プランを示してもらえないかという要望も出されています。この点も、保護観察付執行猶予判決の割合が大きくなっている裁判員裁判においては、今後の大きな課題となり得るものですし、弁護活動においても大きな意味を持ってくるものですので、示唆に富む発言であったと思われまます。

4. おわりにー感想を含めてー

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律16条1項3号によれば、学生は裁判員を辞退できることになっています。しかし、卒業すればいずれ裁判員になる可能性があります。時間のある学生のうちに、将来裁判員になった場合のことを考えて裁判員裁判の傍聴をしておくことは、有意義であると思われまます。ただ、実際に裁判員裁判を傍聴する機会は、授業等の関係でなかなか巡ってきません。そのような現状を考えますと、裁判員裁判経験者、裁判員裁判を担当された法曹関係者、そして裁判員裁判を傍聴した学生が、裁判員裁判の様子を語ることは、「法教育」的な意味で大きなものであると、私は考えています。その観点から考えると、今回のような検討会の持つ意味は非常に大きいものであると言えます。今後も機会があれば、学生を傍聴に連れていき、このような検討会を企画して、情報発信をしていきたいと思われまます。最後に、年末のお忙しい中ご出席いただき、貴重なお話をいただいた弁護士の方々に御礼を申し上げて、検討会の報告を終わります。



北海道道南視察レポート

青少年の健やかな成長を目指す ホーム・施設・学校を訪ねて

(2010年3月3日学習会)

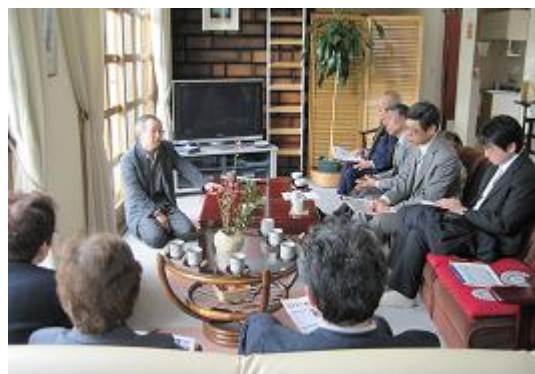
田中 みなこ（弘前大学人文学部3年）

日増しに暖かになる早春の3月3日、日頃の活動の拠点である青森県を離れて、海を隔てた北海道に位置する青少年保護・矯正施設及び機関を訪問する機会を得た。建物の様子

や特質を体感するとともに、実際にそこで暮らす青少年達、彼らを支え監督する立場にある人達の現場の声を通じて、広い知見を得ることとしたい。

■□ 青少年自立援助ホーム「ふくろうの家」

函館市的場町にある NPO 法人「青少年の自立を支える道南の会」による青少年自立援助ホーム「ふくろうの家」¹は、児童福祉施設を退所したが、何らかの理由で家庭の基盤が不十分な（または失ってしまった）、まだ社会的自立が難しい 15 歳以上かつ 20 歳未満の青少年を対象に、2005 年 10 月に開設された。広い土地と人口を誇る北海道で、なんと自立援助ホームはこの「ふくろうの家」一ヶ所だけだった。全国的に見ても自立援助ホームは NPO 法人・任意団体含め 57 ヶ所しかなく、2010 年に札幌で二ヶ所、他の地域で一ヶ所開設される予定である（2010.3.3 当時の聞き取りによる）。



現在の「ふくろうの家」は 2008 年 1 月に移転した新ホームで、この年から女子の入居も始まった。入居定員は 6 名で、男女の部屋は別だが生活には最低限の分け目しかなく、雰囲気はまさに下宿そのものだ。玄関を入れてすぐガラステーブルをソファで囲んだ居心地の良いリビングがあり、ここが客間兼居間のようなものである。食事を終えた人達が、ここでのんびりと話をしたりテレビを見ている姿が容易に想像できる。ここで生活する児童は、昼はアルバイトや仕事を探すためにハローワークへ行ってその準備の勉強をし、夜になれば「ふくろうの家」へ帰ってきて身体と心を休める。「ふくろうの家」は出たくなったら出るのが基本であり、「大人」として自立するまで心の傷を癒す充電場所とするというのが、ホーム長の高橋一正氏の意向である。

職員は常勤が 3 名（男性、女性必ず各 1 名以上）、ボランティアスタッフ 4 名とホーム長の高橋氏で運営されており、職員の給与は基準を満たすのはかなり厳しい（2010.3.3 当時）。受け入れる子どもは 1 人につき、一ヶ月で約 20 万円かかる（児童本人の負担は約 3 万円）ので、会員や有志らの寄付が欠かせない収入源となる。したがって入居希望者が溢れている状態でも、新しいホーム開設は容易ではない。

「自立援助ホーム」という存在は、近年ようやく「児童自立生活援助指導」として児童福祉法に組み込まれた²。しかし、安定した運営に必要な費用・意欲のある職員の人材の不足や、子ども達に対する司法・医療面からのフォローの低さなど、未だ大きな課題がある。

■□ 函館少年刑務所

¹ 自立援助ホーム「ふくろうの家」：〒040-0021 北海道函館市的場町 16 番 8-2

ホーム長：高橋一正

「ふくろうの家」参考記事：サイト「北海道人」(<http://www.hokkaido-jin.jp/index.html>)内『北海道人特集 巣立ちの日まで 函館自立支援ホームふくろうの家の物語』(http://www.hokkaido-jin.jp/issue/sp/043/sp_01.html)

² 児童福祉法第 33 条 6 項

函館少年刑務所³には、懲役受刑者のうち犯罪傾向の進んでいない者（初犯等）及び禁錮受刑者並びに函館地方裁判所管轄の未決拘禁者が収容されている。刑務官の方に引率して頂いて、各作業所や体育館、生活場所等を眺めたが、場所によっては受刑者の人が大勢作業をしている様子を2、3メートルという近い場所から観察することができ、大変新鮮な体験だった。体育館で実際に卓球やバスケットボールをしているところも見ることができた。

見学の後は看守長の高橋恒雄氏に、引き続き刑務所の収容状況や受刑者の生活等について説明して頂いた。この函館少年刑務所も他に漏れず定員を超えた人数を収容しているため、本来ならば六畳で4名定員の部屋に、6人を無理に入れなければならない等の措置をしている。収容人数が増えればその分細かなアクシデントやトラブルがおこりやすくなり、職員の負担増大につながる。受刑者の精神的なストレスも少なくない。

高橋氏は、前回見学した青森刑務所の方と同様に、受刑者の出所後を憂慮している。所内で立派に更生しても、一度犯罪者というレッテルを貼られた以上、定職に就くのは容易ではない。出所前のつてを見つけて仕事を得ても、職場で偏見を持たれ続け、そこでの人間関係のトラブルにより再び犯罪を起こしてしまったり、仕事を辞めて生活ができず、生きるために罪を犯して刑務所へ戻ってくるという事例が珍しくないという。何とか仕事を与えようと、出所後仕事に就けない人々を集め、地元の作業所で一緒に仕事をさせるような取り組みが検討されているが、地元の住民の反対の声がどうしても強い。

刑務所内には、服役中に資格を得た受刑者によって散髪を行う場所や、機械を扱う専門的な仕事を行う自動車整備工場もあり、受刑者の人々は多くが真摯に能力を発揮して仕事する。函館少年刑務所と道路を挟んで隣接する刑務所作業製品の展示所兼販売所へ足を運ぶと、丁寧で慎ましいデザインの中に手作りの希少性がうかがえる製品が多くあった。ある販売イベントでは人気のため完売になった品も展示・販売されている。



■□ 北海道立大沼学園

大沼学園⁴は、児童福祉法第44条に基づいて設置されている児童施設で、18歳までの様々な事情で問題を抱え込んでしまった男子児童や、環境上の理由により生活指導を必要とする男子児童を入園させ、その自立を支援することを目的とする（同学園パンフレットより）。明治45年に設立された函館訓育院が前身だが、現在の校舎は昭和56年に改築され、1クラス12名程度の児童を対象に不便なく授業を行えるように、市内の小・中学校と変わらない作りをしている。45名の児童が入所しており、16名の小中学校の教員が授業や指導を行っている（2010.3.3当時の聞き取りによる）。平成20年・21年度は入園率が高い年だ



³ 函館少年刑務所：〒042-8639 北海道函館市金堀町6番11号

⁴ 児童自立支援施設「北海道立大沼学園」：〒041-1355 北海道亀田郡七飯町字西大沼8番地

ったが、例年は48名定員で30名弱の入園者数であるという。

寮舎は4つあり、1寮につき12名定員となっている。全寮が小舎夫婦制⁵で、児童自立支援専門員と児童生活支援員が、彼らの実生活の指導者であり両親である。家庭的に恵まれない環境で育つことが多い子ども達が、家族的な雰囲気を通じて生活の基盤を確立するために、この小舎夫婦制は欠かせない制度であるという。建物は清潔で開放感のある作りになっており、壁には児童の自筆の生活目標が飾ってあるのが印象的だった。

学園での生活は、一日のタイムテーブルが決められており、面会や帰省の制限など、必ずしも自由なものではない。活動範囲に制限は設けられているものの、児童の多くが、進学・就職・他施設への移行までの半年～1年半程度の期間、年相応の生活をする。授業やクラブ活動での地域の小・中学校との交流、職業訓練やレクリエーション等、北海道の自然のなかで目一杯の体験をしながら仲間と共に過ごしている。

終わりに

各ホーム・施設の運営管理者は、実際にそこで生活している者達の将来を案じ、同時に誰からも手を差し伸べられることのない状態が一刻も早くなるよう、必要な設備を揃えることを熱望している。そのためには行政他、一般の有志の助力が欠かせないという。一部の関係者だけではなく、地域全体の理解と協力がなければ設立並びに存続は難しいということだ。



北海道内とある料亭での昼食風景

それら施設の必要性とそのあり方は、実際にそこに行ってこの目で見、話を聞かなければ実感する機会が乏しい。また、訳あってホーム・施設を利用していた人々を受け入れる社会の基盤の弱さの確認に伴い、彼らを受け入れる社会生活の場の創出が検討すべき事項であると感じた。

函館研修会に参加して

(2010年3月3日学習会)

牧野 昭子 (青森家庭少年友の会幹事)

今回、弘前大学の宮崎先生のご厚意により、3月3日青森家庭少年問題研究会主催の見学研修に参加させていただいた。当家庭少年友の会としては初めての函館研修なので、ま

⁵ 管理する人が夫婦と一緒に寮に住み込むという運営形式。児童に家庭的な安定感を与えることを目的とするが、職員の休養の保障、労務管理等の要請から、全国的にこの形態が減ってきている。

たとないチャンスであり4名同行させていただいた。

施設見学は青少年自立援助ホーム「ふくろうの家」、函館少年刑務所、児童自立支援施設「北海道立大沼学園」の3ヶ所であったが、その中の児童自立支援施設「北海道立大沼学園」について感じたことを述べてみたい。

午後、大沼学園に着いた時、12、3才頃の男子生徒たちが除雪の真っ最中であった。生徒5、6人と先生がたが息を弾ませながら玄関横の雪を崩してせっせと空き地に運んでいた。どンドン片付いていく雪と屈託のない子供たちの赤いほっぺにしばし見とれていた。

大沼学園の概要を伺ったが、近年の社会情勢に合わせ、業務重点方針はきめ細かく、児童の権利擁護のひとつとして苦情解決制度の定着化があげられていた。このことは子ども達と指導者側との信頼関係に大きく貢献していることと思う。また、小学校、中学校が分校として充実した教育が行われていることも素晴らしいと感じた。歴史あるこの施設での変遷を想った。

明るくて整頓された食堂（寮）に案内された。窓辺から差し込む日差しがあったかい。見渡すと、いろんな言葉を書いた模造紙が食堂の壁に貼られていた。

「うるせえー そんなことば いらないな」「自分をみつめるって むずかしい」
「もう二度と見たくない 大切な人の泣き顔を」
「もうやめる いじけ ふてくされ」

(※以上一部抜粋)

一見当たり前のように見える言葉のようで決してそうではない、力強く書かれた大きな字体… 子供たちの学園生活が安らぎの場として、暖かい家庭として存在していることを感じた。

子供たちの育ち行く過程にどれだけ社会の支援を得られるのか、夢を叶えるために、その人らしい生き方に、私達大人がどう協力し、寄り添えることが出来るか… 課題もまた大きいと今更ながら思った。今後の会の運営に一石を投じていただいたと感じた。

また、研究会の学生と共に行動出来たこともとても新鮮で印象的な日となった。

終わりに、見学させていただいた3施設の丁寧な説明と真摯な対応に感謝したい。

● teens & law 活動報告

teens & law の活動

鳴海 翔（弘前大学教育学部中学校教育専攻3年、部長）

弘前大学 teens & law では、現在、BBS 会活動として、ともだち活動や児童自立支援施設・みらいでの野球交流、また私たち独自の活動として、みらいでの毎週土曜日の学習支援を中心とする交流を目的とした学生ボランティアなど、少なからずではあるが多岐にわたって活動している。

ともだち活動では、担当の保護観察士の方や対象児童との趣味の活動や学習支援などの交流を行っている。みらいでの野球交流では、生徒たちとの真剣勝負を通じてお互いを称え合うほか、野球後には、お互いの様々な情報を交換・共有している。また、学生ボランティアでは、生徒一人一人に対する“身近なお兄さん、お姉さん”としてマンツーマンで学習支援を行ったり、休憩時間などを利用して、ファッションや学校生活、将来の夢など、日常生活で感じていることを話したりしている。

主に、学生と生徒のコミュニケーションが中心となるので、お互いに思うことのずれや距離感、接し方や個人情報に関する留意点など、細かいところまで気を遣う点や難しい点などで様々な悩みや戸惑いが多くみられていた。

しかし、保護観察士の方や、施設の職員の方、サークルの顧問の先生方など、多面からの助言や指導を得、学生と生徒、お互いに向上し関係を保つことができている。

このサークルの醍醐味は、“まず興味があったら現場に行って活動しよう”という強い情熱と行動力。この利点を活かし、今後はもっと多くの BBS 活動に参加し、teens & law としてもより社会に貢献できるサークルとして発展させていきたい。そのような点では、大学内外でまだまだ認知度が低いため、活動内容を多くの人に知ってもらうための宣伝や諸活動を活発化させなければならない。

それぞれの興味や活動が様々な方向へ広げられるような環境を目指して、一層努力し、邁進していきたい。

平成 21 年度の BBS 活動など

齋藤 志保（弘前大学教育学部小学校教育専攻 2 年）

平成 21 年度の BBS の主な活動は、青森県五所川原市で開催された第 52 回東北地方 BBS 大会、岩手県で開催された東北地域学生交流会、児童自立支援施設での学習ボランティアです。

東北地方 BBS 大会では、開催県であったため企画や運営を行いました。研究協議では、立佞武多の館において金魚ねぶたの制作体験や立佞武多の紙貼り体験、ねぶたについての講話を聴き学習しました。どの研究協議も、青森県の伝統や文化を知って体験してもらう良い機会になり、活動を通して BBS 会員同士の交流を深めることができました。講演を聴いて、社会について・今後の活動では子どもとどのように接したら良いかなどを学びました。最後には、他地域の方々から「2 日間は良い経験になった。楽しかった」との声もありました。

弘前大学 teens & law が表彰され日々の活動の成果が出たとともに、これからも明るい社会のために励んでいこうと認識し合うことができました。

東北地域学生交流会では、同じような活動をしている学生たちとレクリエーションや交

流会を通して新興し、各地域の活動の情報交換をしました。他地域で行っていた活動は、児童養護施設の子どもたちと遊ぶこと・社会参加活動・学習ボランティア・ともだち活動などです。子どもたちとキャンプをしたり、施設訪問をしたり弘前大学でも活動の場をもっと広げていきたいと思います。また、各地域の悩みについて話し合いました。どの地域でも共通していたのは、人数が少ないことや新たな会員の集め方です。悩みの原因として、BBS会の活動が世間にあまり知られていないため、なかなか興味を持ってもらえないことが挙げられました。その他の悩みとしては、活動場所への交通手段の大変さや活動するための予算の問題などがありました。いずれも、これからもBBS会を存続し、さらなる発展をしていくためにみんなで考えなければならない課題となっています。

弘前大学 teens & law では児童自立支援施設において、毎週土曜日に学習ボランティアを行いました。子どもたちは毎回会うのを楽しみに待っていてくれて、勉強を教えながら信頼関係を築くことができたので、良きお兄さんお姉さんとなることができたと思っています。施設でのBBS野球大会は学生9人が参加し負けてしまいましたが、子どもたちとスポーツを通して交流し、仲良くなることができました。

卒業を祝う会にも参加し、1年間学習ボランティアを担当した子どもと関わる最後のときとなりました。私たちからは卒業生へのメッセージと歌を贈りました。一緒に勉強してきた子どもから感謝の手紙をもらうなど、BBS活動としての1年間が子どもたちと学生のどちらにとっても素晴らしい経験になっていると感じられています。

第52回東北地方BBS大会

中里 広則（弘前大学人文学部2年）

研修会として、1日目は、はじめに「立佞武多復活事業に参加して」という演題で立佞武多師に講演をしていただきました。ここでは、立佞武多師の立佞武多作成を通しての経験、思いや、立佞武多とはどういったものかを知ることができました。

そして次に立佞武多の紙貼り、立佞武多展示室・太宰治展示ギャラリー等の立佞武多の館内の見学、金魚ねぶた製作をしました。立佞武多の紙貼りでは、実際に立佞武多作成過程に少し参加することで、普段経験することが出来ない貴重な体験が出来、また、大きな立佞武多を作ることの大変さ、人との協力が無いと作り上げることが出来ないということがわかりました。立佞武多展示室の見学では、実物の大きな立佞武多を実際に見ることが出来、その大きさは想像を超えるもので、手作業で先ほど体験した方法で作ったものとは信じられないほどでした。太宰治展示ギャラリーでは、太宰治の生誕地であり、かつ生誕百年ということで、この場所で、この時期に、太宰治にまつわる品々について触れられたことはとても良かったです。金魚ねぶた製作では、私は作りませんでしたが、皆さん郷土の文化に触れられ、良い体験ができたのではないかと思います。

2日目は、「今時の若者の心とその関わり方を考える：何を利用できるのかという視点から」という演題で秋田大学教育文化学部教授に講演をしていただきました。ここでは、問題の解決に対して、私が普段考えない見方などを示され、大変興味深かったです。

1日目では、五所川原市の伝統、文化に触れ、2日目は今後のBBS活動につながる内容で、この研修会は密度の濃いものとなったのではないかと思います。

● 会員からの便り

若年者の被告人を対象とする青森県の裁判員裁判

飯 考行（弘前大学人文学部）

青森県内の裁判員裁判は、本号刊行時（2010年6月26日）までに7例を数える。性的暴行、強盗致傷、交通死傷、放火など、事案は様々で、うち3例の被告人は20歳代前半であった。3人の裁判時の年齢は、1例目は22歳、4例目は21歳、7例目は21歳で、1例目で罪に問われたうち1件は19歳、4、7例目は20歳の時の犯行で、少年に類していた。

その3人の被告人はいずれも初犯で、裁判傍聴で全員の法廷での様子を目にすることができたが、1例目と4例目の被告人の受け答えは一般成人に比べてもしっかりしていた。ただし、1例目の被告人は、生前に両親が離婚し、母親も幼少時に亡くして祖母に育てられ、大人の顔色を伺う不遇な成長過程を経ている。法廷での発言でもその善悪の判断力が疑問に思われることが何度かあったが、逮捕後から弁護を担当した弁護人によれば、被告人は、裁判までの過程で反省の念を深めるなど著しい成長を見せていたという。そのさらなる更生をはかるため、弁護人は懲役5年の刑を適当としたが、判決は検察官の求刑通りの懲役15年で、上訴後に確定した。4例目の被告人は、赤信号での車侵入で死亡事故を起こし、懲役5年6月の判決を受けた。罪の重さは否めないが、両被告人は、健全な判断力の未発達と運転の不注意により、かけがえのない若い時期を刑務所で過ごすことになる。

7例目の裁判員裁判は、弘前市鍛冶町で、深夜、被告人と共犯者が、酔って寝ていた男性を暗がりにつれ出して現金などを奪った事件で、共犯者（事件当時36歳、職場の同僚）は、県内3例目の裁判員裁判で懲役4年6月の刑を宣告されていた。争点は、被告人の事件への関与の程度であった。当初、被告人は、弁護人の質問に対して、「酔っている人がいるのでお金をとれるのではないですか」と共犯者に犯行を発案し、その言葉は冗談めいたものだったにもかかわらず、共犯者の行動がエスカレートし、職場の上司にあたることもあり、暴行を静止しようとしたがかなわなかった、共犯者より渡された被害者の財布からお札を一枚抜き取って共犯者を納得させようとした、といった内容を述べた。法廷では緊張気味で、母親が証人で出廷した際はその姿に涙し、素直な若者という印象を受けた。

しかし、続いての検察官からの質問で、状況は一変した。質問では、犯行の動機に遊ぶ金欲しさの気持ちがあったこと、被告人も被害者にお金を要求してその胸を突いたこと、共犯者を制止したのは最後の1度のみだったこと、倒れた被害者のスーツに触り共犯者とともに財布を物色したことなどが追及された。金欲しさの点は、貯金もあり金に困ってい

なかったが当日の所持金が飲み歩いて減っていたことは間違いないと述べた。胸を突いたというくだりについては、暴行を止めようとして「千円くらい良いじゃないか、払え」と手をかざしただけにもかかわらず、前記のように警察の取調べ調書で作文されたとした。共犯者の制止は2回したと述べた。スーツへの接触は、取調べで否定したところ、警察官から「共犯者の調書には君が触ったと書いてある」と断じられて認めたが、後の検察官取調べでその旨を述べたところ、「そのような共犯者の調書はない」と知らされたと言った。

結局、被害者の胸を突いたことと、共犯者の制止回数が1度だったことは否定したが、金欲しさの動機と、財布物色のためスーツに触ったことについてはあいまいな回答にとどまった。一連のやりとりを受けて、被告人質問の最後には、裁判長から、「聞かれる人により言うことが違うと、君の更生を誓う言葉も信用できない」と、厳しい口調で語られた。

被告人は、高卒後、板前の修業に出た後、飲食店で就職して朝から晩まで仕事に追われており、社会内での自我の形成が十分進んでいなかったように見受けられた。それゆえ、善悪の判断力が十分に発達しておらず、悪友がいると同調して非行に走りがちになる。法廷での被告人には、若く素直なだけに他人から断じられるとその方向になびく、犯行と取調べ時の迎合的な姿勢がまさに表れていた。しかし、こうした若年者の特質は、弁護士から弁明されず、裁判官にも裁判員にも十分に理解されなかったように見受けられた。それは、上記の裁判長の言葉と、「共犯者を何度か止めようとした」「共犯者を納得させるためにやむなく金を取った」といった被告人の主張を、信用できないとして退けたうえ、かえってそうした「嘘」を反省していない証とみなした、懲役3年の実刑判決に明らかである。

被告人の犯行への関与の程度は、結局、判然としない。しかし、この被告人を刑務所に服役させることで、判決文の言う「罪の重さを自覚させ、大人としての責任を取らせた上で社会復帰させる」ことが果たして可能であろうか。獄中の同房者に迎合し、かえって健全な成長が阻害される恐れはなかろうか。被告人の保釈までの勾留は9ヶ月半に及び、被害者から執行猶予嘆願書が出され、被告人の両親と雇用主に更生援助の意向があることから、刑の執行を猶予して社会内で人格形成を促す方が得策ではなかったろうか。いずれにしても、裁判官と裁判員は、若年者の被告人の特質により留意すべきであると思われる。

● 事務局より

1年半ぶりの発刊となりました。不手際により、刊行日（2010年度総会開催日）直前になって原稿執筆を依頼した方もおり、ご迷惑をおかけいたしました。

2009年度は、函館施設見学という新たな取り組みはあったものの、裁判員裁判実施に伴う企画に追われたこともあり、学習会の開催頻度はやや低調だった感を受けます。2010年度は、本研究会の活動がますます発展いたしますよう、ご協力のほどお願いいたします。

（飯 考行）

発行：青森家庭少年問題研究会 2010年6月26日

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1 弘前大学人文学部裁判法研究室

電子メール：iit(at)cc.hirosaki-u.ac.jp 電話・ファックス：0172-39-3958

ホームページ：http://www.saibanhou.com/aomorishonen.html